

転居 手続きご案内

転居届

別府市内で引越された方

➡ GF市民課⑤～⑩窓口です

住み始めた日から14日以内に届出してください

※新しい住所の自治会（町内会）に加入しましょう
自治会加入届は、転居届提出時に配布します

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・お持ちの方は「住民基本台帳カード(顔写真付のみ)」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。
ご案内は一般的な目安です。

●手続きの際は本人確認書類の提示が必要です

1点で本人確認できるもの ※確認書類は有効期限内のもの

- ・免許証 
- ・マイナンバーカード 

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署が発行した、顔写真付きの免許証や許可証 など

本人確認に2点以上必要なもの（顔写真なし）

- ・年金手帳
- ・健康保険証
- ・介護保険証 など

※代理の方が手続きに来られた場合

- ・代理人として来られた方の本人確認を行います
- ・代理人としての手続きができるかどうか、委任状などにより確認させていただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーのわかるもの または マイナンバーカードの提示が必要となります

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口（窓口番号） (GF・1Fは課を色で表示しています)		
住所	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります		—	—	—
	マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・マイナンバーカード、住民基本台帳カードの住所変更 カードに記載している情報を変更します。手続きには各種暗証番号が必要です。	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	GF	市民課 (あお色)	⑮
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードのみご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は 受付窓口でご相談ください			
	マイナンバーカードの交付申請をこれからされる方	・マイナンバーカード交付申請書 住所・氏名等に変更が生じた場合、「新しい申請書」、パソコン等からの申請は「新しい申請書ID」が必要	「新しい申請書」 「新しい申請書ID」 は受付窓口でご相談ください			
国民健康保険に加入している方	新しい国民健康保険証の交付 (後日郵送)	旧住所の国民健康保険証 (世帯員全員分)	GF			
→70歳から74歳までの方	新しい保険証兼高齢受給者証の交付 (後日郵送)	旧住所の保険証兼高齢受給者証				
→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更 (後日保険証と一緒に郵送します)	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証 など				
75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付 (後日郵送)	旧住所の後期高齢者医療保険証				
→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付 (後日郵送)	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証 など				
年金を受給中の方	年金の住所変更 ※住民票コードが「未収録」の方のみ ※共済年金の方は共済組合へ	・年金証書		⑳		
高齢	介護保険証をお持ちの方(65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更	・介護保険証 (交付されている方) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	1F	高齢者福祉課 (あお色)	㉓ ㉔
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	1F	障害福祉課 (きいろ)	①
	重度心身障がいの者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方)			
	自立支援(精神通院)をお持ちの方	精神通院受給者証の住所変更手続き	・精神通院受給者証原本			

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています)	
いじゅせ	小学生・中学生のお子さんが出て、通学区 域が変わる方(公立幼稚園の転園は園にお 届けください)	転校手続き	・市役所で発行された「転(退)学 通知書」を通っていた学校に提出し てください。 ・学校から発行された書類と 市役所で発行された「転入学通知 書」を転校先の学校へ提出してくだ さい。	5F	学校教育課 (市民課のみで終わる場合 もありますが、特殊事情の 場合は学校教育課でのお手 続きが必要となります。)
	児童手当を受給している方 (0歳~中学生)	住所変更届	※公務員世帯の方は、勤務 先へ申請してください	1F	子育て支援課 (ももいろ) ②
	児童手当を受給していて、児童と異なる住 所に住む方	住所変更届 別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要			
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳~高校生等)	子ども医療費受給者証の 住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療費受給者証		
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更			
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続き が必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		
		ひとり親家庭等医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	ひとり親家庭等医療費受給者証		
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
税・料 金	水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	☎お電話で手続きできます	外 局	上下水道局 Tel0977-23-0361
	税や料等の納付について相談される方	納付相談		GF	債権管理課 (みどり色) ③⑤
そ の 他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください	3F	住宅管理センター
	ごみの出し方のご案内	(ごみの出し方パンフレット)	※お住まいの地区により ごみの排出日が異なります 住所異動届時に配布します	外 局	生活環境課 Tel0977-66-5349
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み			
	し尿のくみ取り(落とし便所等利用)をさ れていた方	転居後 継続くみ取り →し尿くみ取り変更手続き	し尿処理申込書(変更) ☎お電話でご相談ください	外 局	生活環境課(春木苑) Tel0977-66-1831
転居後 利用なし →し尿くみ取り取消手続き					
郵便局への 案内	転入後の新しい住所に 郵便物が届くための手続き	郵便局での転居手続き (できるだけ、旧住所の最寄の郵便 局に届出してください。)	個人の届出 ・届出人の印鑑 ・届出人と転居者の本人確認書類 ・転居者の旧住所がわかるもの 会社・団体の届出 ・届出者と会社・団体の関係のわかる もの(保険証・社員証など) ・代表者の氏名記入と代表者印		※詳しくは 最寄の郵便局にお尋ねくださ い。